

経済産業省

20191205 保局第3号
令和元年12月6日

(都道府県知事等) 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

火薬類取締法改正に伴う指定管理鳥獣捕獲等事業における実包
の取扱いについて

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律¹（以下「第9次地方分権一括法」という。）第11条の施行に伴い、令和元年12月7日付けで火薬類取締法²が改正される予定であり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律³（以下「鳥獣保護管理法」という。）における指定管理鳥獣捕獲等事業⁴の従事者⁵についても、鳥獣の捕獲をすることの許可⁶を受けた者であって装薬銃を使用するもの及び狩猟者登録⁷を受けた者と同様、一定数量以下の火薬類を譲り受ける際、火薬類取締法の譲受け許可⁸を受けずに譲り受けることが可能になります（無許可譲受け）。

¹ 令和元年法律第26号

² 昭和25年法律第149号

³ 平成14年法律第88号

⁴ 鳥獣保護管理法第7条の2第2項第5号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業

⁵ 鳥獣保護管理法第14条の2第8項に規定する都道府県等（都道府県等が法人である場合は、第9条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者）であって、装薬銃を使用するもの

⁶ 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲許可

⁷ 鳥獣保護管理法第55条第2項に規定する狩猟の登録

⁸ 火薬類取締法第17条第1項に基づく火薬類の譲受け許可

これに伴い、環境省、警察庁及び当省が協議の上、以下のとおり制度の枠組みを策定しましたので、貴管下火薬類販売業者等に周知頂くとともに、適切な指導をお願いします。

1. 無許可譲受数量等について

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令⁹の一部を改正する省令（以下、「内閣府令」という。）が、令和元年12月7日付けで施行される予定であり、同内閣府令に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は、従事者証毎に実包300個まで（ライフル用実包にあっては50個まで）等¹⁰について、無許可譲受けが可能となります¹¹。【別添1：内閣府令新旧対照表】

また、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者は、火薬類取締法の許可を要さず1日につき実包又は空包100個まで製造すること¹²（無許可製造）、さらに、火薬類取締法の許可を要さず1日につき実包又は空包100個まで消費することが可能となります¹³（無許可消費）。

2. 残火薬類の措置について

火薬類取締法では、譲り受けた実包を消費することを要しなくなった際には、遅滞なくその火薬類を措置（譲り渡し又は廃棄）するよう定めています¹⁴。

これまで、有害鳥獣捕獲に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）¹⁵に基づき、（既に火薬類の無許可譲受けが認められてい

⁹ 昭和41年総理府令第46号

¹⁰ 無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下

¹¹ 内閣府令第4条

¹² 火薬類取締法第4条及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省第88号）第3条第3号の規定に基づき、火薬類取締法第17条第1項第3号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供する実包又は空包について、無許可製造可能。

¹³ 火薬類取締法第25条及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第12条第2号の規定に基づき、火薬類取締法第17条第1項第3号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供する実包又は空包について、無許可消費可能。

¹⁴ 火薬類取締法第22条の規定において、同法第17条第1項の許可を受けた者が火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなった場合において、なお火薬類の残量があるときは、遅滞なく、譲り渡し又は廃棄するよう規定されている。

¹⁵ 平成18年5月15日付け平成18・05・10原院第3号

る) 鳥獣の捕獲をすることの許可¹⁶を受けた者¹⁷については、「遅滞なく」を「3月以内」と解釈し、確実に措置を講ずるよう指導してきたところです。

今般、指定管理鳥獣捕獲等事業においても火薬類の無許可譲受けが認められることとなったため、同内規を廃止・新設し、鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者と同様、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者についても、事業期間終了後、「3月以内」に残火薬類の措置を講ずることとしました【別添2：有害鳥獣捕獲等に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について】。

3. 残実包の転用について

指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため譲り受けた実包の転用については、別添のとおり警察庁から通達が発出されています。【別添3：猟銃用火薬類等の取扱いについて(通達)】

なお、実際に残実包を転用する際には、指定管理鳥獣捕獲等事業が公共事業で行われていることを踏まえて、同事業の主体である都道府県等と相談し、公共事業管理の観点で問題が無いことを確認するよう、同事業の従事者に周知してください。

4. 指定管理鳥獣捕獲等事業について

第9次地方分権一括法の審議の際に、衆議院・参議院において、以下のとおり附帯決議がなされています。

「指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者による火薬類の無許可譲受けについては、同事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。」

これを受けて、環境省から指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者である都道府県等に対して、事業実施体制等について記載した通達を発出されています。

【別添4：鳥獣保護管理法の細部解釈及び運用方法についての一部改正について】

¹⁶ 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲許可

¹⁷ 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者（許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）

5. その他

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、実包を無許可で譲り受ける場合は、従前の許可捕獲又は狩猟と同様に無許可譲受票を用いることとします。

従事者が、銃砲の所持許可証、従事者証を提示するとともに、無許可譲受票を火薬類の販売業者に提出するので、販売業者は、

①従事者の本人確認

②無許可譲受票が従事者証に対応したものであることの確認

③購入する実包が所持している装薬銃で使用可能なことの確認

をした上で、無許可譲受票に記載されている譲受け残量の範囲内で譲り渡し、譲受け数量等所定事項を記載することとします。

なお、環境省、警察庁及び当省の3省で協議した結果、無許可譲受票の発行についても従前のおりとするとし、環境省及び警察庁からも関係部局に対し通知されている。【別添5：指定管理鳥獣捕獲等事業における猟銃用火薬類等の取扱いについて】【別添6：指定管理鳥獣捕獲等事業に係る猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについて】

<p>改正後</p>	<p>(無許可譲受数量)</p> <p>第四条 法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間(当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者に記載されている有効期間)又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間(当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者に記載されている実施期間)につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個(このうちライフル銃用雷管については五十個以下又は実包三百個(このうちライフル銃用実包については五十個)以下とする)。</p>
<p>改正前</p>	<p>(無許可譲受数量)</p> <p>第四条 法第十七条第一項第三号の規定による無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、登録又は鳥獣を捕獲することの許可(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)の有効期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個(このうちライフル銃用雷管については五十個)以下又は実包三百個(このうちライフル銃用実包については五十個)以下とする。</p>

経済産業省

20191113 保局第 1 号
令和元年 11 月 25 日

有害鳥獣捕獲等に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明



下記のとおり「有害鳥獣捕獲等に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について」を制定する。

記

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 22 条について、次のとおり解する。

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第 9 条第 1 項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第 8 項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて、装薬銃を使用するものは、許可の有効期間（法人である場合にあつては従事者証に記載されている有効期間）満了の際、なお火薬類の残量があるときは、その満了の日から 3 月以内にその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。
- 2 鳥獣保護管理法第 7 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する同法第 14 条の 2 第 8 項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、同法第 9 条第 1 項の規定による都道府県知

事の許可を受けた者とみなして適用する同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者)であって、装薬銃を使用するものは、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間(法人である場合にあつては、従事者証に記載されている実施期間)満了の際、なお火薬類の残量があるときは、その満了の日から3月以内にその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

附則

1. 本内規は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第二十六号)第11条の施行の日から施行する。
2. 平成18年5月15日付け有害鳥獣捕獲に係る残弾に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規)平成18・05・10原院第3号は廃止する。

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

殿

警察庁丁保発第166号
令和元年12月2日
警察庁生活安全局保安課長

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各方面本部長

猟銃用火薬類等の取扱いについて(通達)

猟銃用火薬類等の取扱いについては、「猟銃用火薬類等の取扱いについて」(平成27年6月4日付け警察庁丁保発第123号)により運用してきたところであるが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)第11条の規定により、火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下「火取法」という。)の一部が改正され、火薬類の譲受けにおいて都道府県公安委員会の許可が不要となる場合として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第14条の2第8項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等であって装薬銃を使用するものが、鳥獣の捕獲をする目的で内閣府令で定める数量以下の火薬類を譲り受ける場合が追加されたほか、この場合における数量を定めるため、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第39号)により、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和41年内閣府令第46号。以下「内閣府令」という。)を改正し、いずれも令和元年12月7日から施行されることとなった。よって、同日以降においては、下記のとおり運用することとしたので、事務手続上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達については、同日をもって廃止する。

記

1 定義等

(1) 猟銃用火薬類等

実包又は無煙火薬であって銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)に規定するけん銃等又は猟銃に専ら使用されるもの、及びけん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬をいう。したがって、例えば空包であっても、建設用びょう打銃に使用されるものや銃砲を使用しない理化学上の実験の用に供するものは、これに該当しない。

(2) 譲渡、譲受け

所有権を移転する場合をいい、有償、無償を問わない。

(3) 輸入

猟銃用火薬類等を船舶又は航空機を利用して国外から国内に搬入することをいい、有償、無償を問わない。本人が所持して搬入する場合であっても輸入である。

(4) 消費

廃棄以外の目的とする火薬類の爆発又は燃焼をいう。その爆発又は燃焼の効力を有効に利用すると否とを問わない。

2 許可権限

火取法第50条の2第1項の規定により、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費（以下「譲渡等」という。）の許可の申請は、原則として都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して行うことになっているが、同条第2項の規定により、火薬類の製造業者若しくは販売業者がその業務のために行う場合又は産業の用途に供される銃砲（救命索発射銃、救命用信号銃、麻醉銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃及び鉦さい破砕銃）の所持許可を受けた者が、当該用途に関して譲渡等を行う場合の許可の申請は、他の火薬類と同様、都道府県知事に対して行う。

3 許可

(1) 譲渡の許可

ア 譲渡の許可の申請先は、申請人の住所地を管轄する公安委員会であり、申請人の住所地を管轄する警察署長を経由して行う。

イ 譲渡許可証の記載事項中、火薬類の種類、名称、数量、譲渡目的、譲渡の相手方、有効期間の変更は、新たな許可を要する。

(2) 譲受けの許可

ア 譲受けの許可の申請先は、申請人の住所地を管轄する公安委員会であり、申請人の住所地を管轄する警察署長を経由して行う。

イ 譲受許可証の記載事項中、火薬類の種類、名称、数量、譲受目的、有効期間の変更は、新たな許可を要する。

ウ 譲受許可数量

① 譲受許可数量については、原則として火薬庫外貯蔵の上限数量を上限とする。ただし、過去に相応の消費実績があり、購入、貯蔵及び消費を適切に行ってきたと認められる者であって、各種大会等の射撃選手等である者が合宿等において練習のため短期間に多量の実包を消費するなど、特に酌むべき事情がある場合は例外を認めることとする。

② 具体的には、実包について、初めて火薬庫外貯蔵の上限数量である800個を超える数量の許可申請があった場合は、800個を許可数量の上限とすること。

- ③ 実包について、800個を超える数量の許可申請が2回目である場合には、初回の許可に係る購入、貯蔵及び消費に不適切な点が認められず、かつ、相応する消費（購入）計画が提出されるならば、2,000個程度を許可数量の上限とすること。
- ④ 実包について、800個を超える数量の許可申請が3回目以降である場合には、前回（必要に応じて前々回以前を含む。）の許可に係る購入、貯蔵及び消費に不適切な点が認められず、かつ、相応する消費（購入）計画が提出されるならば、5,000個を許可数量の上限とすること。
- ⑤ 国際的な規模で開催される運動競技会の射撃競技に参加する選手又はその候補者が合宿等における練習のために多量の実包を消費する必要があるなどとして各種競技団体から推薦書が提出されるなど、特段の事由がある場合に限り、5,000個を超える許可を認めることとするが、この場合にあっては当該推薦内容等から判断し、真に必要と認められる数量とすること。

(3) 輸入の許可

ア 輸入の許可の申請先は、陸揚地を管轄する公安委員会（航空機の場合は到着する空港を管轄する公安委員会）であり、その場所を管轄する警察署長を経由して行う。

イ 輸入の許可については、申請書に許可をした旨を記載してこれを「許可書」として交付する。これは、消費の許可についても同様である。

ウ 輸入許可書の記載事項中、火薬類の種類、名称、数量、銃の種類及び適合実包（空包）、銃の所持許可証（登録証）の番号、輸入目的、陸揚予定地の変更は、新たな許可を要する。

(4) 消費の許可

ア 消費の許可の申請先は、譲受けの許可と異なり、消費地を管轄する公安委員会であり、その場所を管轄する警察署長を経由して行う。また、消費地が複数の公安委員会の管轄区域にわたるときは、各々別に許可申請書を提出させること。

なお、同一の公安委員会の管轄区域内の2箇所以上で消費するものに対しては、主たる消費地を管轄する警察署長を経由して行う。

イ 公海上で日本船舶から有害鳥獣の捕獲のために猟銃を使用する場合等管轄する公安委員会がない場合は、住所地を管轄する警察署長を経由して行う。

ウ 消費許可書の記載事項中、火薬類の種類、名称、数量、銃の種類及び適合実包（空包）、許可証等の番号、消費の目的、場所、期日（期間）及び危険予防の方法等の変更は、新たな許可を要する。

(5) 有効期間

譲渡許可証及び譲受許可証には有効期間が付されているが、これは火取法第17条第6項の規定に基づき1年を超えない期間内で、申請書記載の期間に基づき、公安委員会が当該譲渡又は譲受けに必要と認めた期間を指定するものであ

り、形式的に上限一杯の1年とするのではなく、火薬類の消費計画等に応じて、当該譲渡又は譲受けに必要なと認められた期間を指定すること。

(6) 許可条件

許可に際して条件を付する場合、例えば火薬庫外貯蔵量を超える数量の譲受け許可をする際、一時に譲り受けることを不相当と認めた場合に、その分割譲受けを命ずるようなときは、当該許可証にわかりやすく朱書きすること。

(7) 許可証等に係る記載事項の変更の手續

譲渡許可証、譲受許可証、輸入許可書及び消費許可書の住所、氏名に変更を生じた場合における記載事項の変更は、当該許可の申請に際し、経由した警察署長に対し手續をしなければならないが、事務処理上支障のある場合を除き、郵便によることも差し支えない。また、譲渡許可証及び譲受許可証を返納する場合も同様である。

(8) 消費（購入）計画に係る書面の提出

譲受け、輸入又は消費の許可の申請に当たっては、申請書の別紙として火薬類の消費（購入）計画に係る書面の提出を求め、具体的な火薬類の消費及び購入（申請に係るもの以外の火薬類の購入や無煙火薬等から実包を製造する場合を含む。）の計画等を確認すること。また、複数の猟銃を所持している者については、どの猟銃を使用するのか明らかにさせること。

さらに、前回の許可申請以後の火薬類の消費実績について、銃刀法第10条の5の2に規定する帳簿の提示を受けて確認するとともに、その際、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第87条第2項に規定する書面（射撃場の射票、レシート等、実包の数量を疎明する書面）が当該帳簿に添付されていることを確認すること。

(9) 審査上の判断基準

許可の申請に際し、譲渡等の目的が明らかとならない場合や、提出された消費（購入）計画の内容を精査し、当該計画のとおり火薬類を取り扱ったときに、法の規定に抵触することとなる場合には、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、不許可とすること。

また、譲受け又は消費の許可について、消費計画・消費実績に相応する数量を超える数量の許可申請があった場合は、申請数量の引下げ等を行うよう指導すること。

なお、輸入の許可は、1回の輸入ごとに必要であることから、火薬庫外貯蔵の上限数量を超える数量の輸入許可申請があった場合には、原則として不許可とすること。

4 無許可譲受け

(1) 無許可譲受数量等

火取法第17条第1項第3号の規定により無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量は、内閣府令で規定されている。具体的には、鳥獣保護管

理法第55条第1項に規定する登録若しくは同法第9条第1項に規定する鳥獣を捕獲することの許可の有効期間又は同法の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間につき、無煙火薬若しくは黒色猟用火薬の合計600グラム以下、銃用雷管300個（このうちライフル銃用雷管については50個）以下、又は実包300個（このうちライフル銃用実包については50個）以下である。したがって、無許可で無煙火薬600グラム、銃用雷管300個及び実包300個を譲り受けることはできるが、無煙火薬600グラム及び黒色猟用火薬600グラムの合計1,200グラムを譲り受けることはできない。

また、無許可で猟銃用火薬類等を譲り受けることができるのは、当該無許可譲受の根拠となる登録若しくは鳥獣を捕獲することの許可の有効期間内又は指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間内に限られる。

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の提示

火取法第17条第1項第3号に該当する者（以下「狩猟免許者等」という。）が、猟銃用火薬類無許可譲受票により火薬類を譲り受ける際は、鳥獣保護管理法に基づく第一種銃猟狩猟者登録証、許可証（許可を受けた者が法人の場合にあっては、従事者証）又は指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証のほかに猟銃・空気銃所持許可証も併せて火薬類販売業者に提示し、業者は、これにより相手方の所持する許可銃砲に適合する火薬類であることを確認した後でなければ譲り渡してはならず、これを怠り、猟銃・空気銃所持許可証を確認せずに火薬類を販売した業者は、火取法第17条第5項違反に、また、許可銃砲に適合しない火薬類を譲り受けた狩猟免許者等は、火取法第17条第1項違反となる。

5 無許可消費

無許可で消費することのできる猟銃用火薬類等の用途及び数量については内閣府令第12条に規定されている。

なお、内閣府令第12条第3号の「射的練習」とは、射撃大会への参加を含み、銃刀法の標的射撃と同義語であり、内閣府令第12条第4号の「信号の用に供する」とは、出発合図の用に供することをいう。

6 転用消費

火取法第17条第1項第3号の規定により無許可で譲り受けた猟銃用火薬類等や、狩猟又は有害鳥獣駆除（指定管理鳥獣捕獲等事業を含む。以下同じ。）の目的で許可を受けて譲り受けた猟銃用火薬類等については、狩猟及び有害鳥獣駆除の用途に加え、射撃場における練習射撃（狩猟及び有害鳥獣駆除の練習の一環として行われる射撃大会を含む。）に使用することは差し支えない。

また、技能講習及び狩猟前練習に使用する猟銃用火薬類等について、猟銃所持者が現に猟銃用火薬類等を保有している場合には、当該猟銃用火薬類等の譲受目的にかかわらず、これを使用することができる。

7 台帳の整理

公安委員会は、猟銃用火薬類等に係る譲渡等の許可をする場合においては、そ

れぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければならない。

「台帳に登載」とは、必ずしも台帳に記載することを要せず、申請書等を編てつし、台帳として使用することは差し支えないが、可能な限り猟銃の所持許可者ごとのカードを作成し、火取法第17条第1項第3号による譲受けの状況及び譲受けの許可数量並びにその譲受け数量等を記載した書類を共に整理することが望ましい。

「異動のあるごと」とは、許可証の返納、記載事項の変更などの場合をいう。

なお、許可証の返納を受けたときは、当該許可の申請書と併せて綴じておくか、上記の関係書類を整理したファイルに登載して整理すること。

8 不用実包等の処理要領

- (1) 火取法第2条第1項第3号イの銃用雷管並びに同号ロの実包及び空包が一般廃棄物となったもの（以下「不用実包等」という。）については、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会（以下「日火連」という。）加盟の火薬類販売業者等が収集、運搬及び処分を行うので、警察署等で不用実包等の処理に係る相談を受理した場合には、廃棄依頼先及び処理手続を教示すること。
- (2) 不用実包等の所持者又はその遺族（以下「所持者等」という。）が高齢等で不用実包の処理手続を適切に行うことが困難であり、他にこれを代行する者がいない場合等には、警察職員がこれを補助し、当該処理に係る不用実包等廃棄依頼書（別添1又は別添2）の補助者欄に、対応した警察署担当者の所属、氏名、電話番号を記載すること。
- (3) 上記(2)において、当該廃棄依頼がなされた後、不用実包等が搬送されないなど手続が滞っている旨、日火連から連絡があった場合には、所持者等に連絡の上、再度手続を補助して確実に処理させること。
- (4) 上記(1)から(3)は、一般的な対応要領を示したものであり、都道府県において独自に対応要領を定めている場合には、その運用を妨げるものではない。

(廃棄依頼者→認定販売店)

令和 年 月 日

不用実包等廃棄依頼書

(認定販売店) 殿

補助者	所属	
	氏名	
	電話	

廃棄依頼者	(住所)	〒 ー
	(氏名)	Ⓜ
	(電話)	

私(廃棄依頼者)が所有している下記の不用実包等を、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会指定の広域認定処分業者で廃棄をお願いします。

なお、廃棄処分が終了するまでは、当該不用実包等の所有権を私(廃棄依頼者)が保有するものとし、廃棄処分が終了した後については、廃棄処分過程で発生するリサイクル品、及び燃焼残渣の所有権を放棄します。

【廃棄する不用実包等】

種類	個	種類	個
散弾銃用実包		銃用雷管	
ライフル実包(センター・ファイア)		救急救命索発射銃用空包・もやい銃用空包	
ライフル実包[22口径以下](リム・ファイア)		その他()	
建設用びょう打ち銃用空包		その他()	

- (注) 1. 日火連の認定業者が廃棄できる範囲は火取法第2条第1項第3号イ「銃用雷管」及び同号ロ「実包・空包」
 2. 処分業者に搬送時は再度廃棄数量の確認をして下さい。誤った数量を認定処分業者に送致された場合は廃棄依頼書の再提出となりますのでご注意ください。

(認定販売店→廃棄依頼者)

令和 年 月 日

不用実包等廃棄依頼受託書

(廃棄依頼者) 殿

(認定販売店) Ⓜ

貴殿よりご依頼の、上記不用実包等は当店にて一時お預かりの上、認定処分業者()
 において廃棄処理することを受託しました。

(認定販売店→日火連→認定処分業者)

令和 年 月 日

不用実包等廃棄処理委託及び受託書

(認定販売店) Ⓜ () Ⓜ
 ☎03(5549)9041 FAX03(5549)9042
 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 Ⓜ

上記不用実包等の廃棄処理を委託します。 → (認定処分業者) 殿

(注) 不用実包等の廃棄処分業者への搬送日程は、日火連が指示します。

上記廃棄処理を委託された不用実包等の廃棄を受託します。 令和 年 月 日
 (認定処分業者) Ⓜ

廃棄完了後は日火連に廃棄完了の報告(様式3)をすること。

(廃棄依頼者⇒日火連)

令和 年 月 日

不用実包等廃棄依頼書

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 殿

補助者	所属	
	氏名	
	電話	

廃棄依頼者	〒 ー	
	(住所)	
	(氏名)	(印)
	(電話及びFAX)	

私(廃棄依頼者)が所有している下記の不用実包等を、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会指定の広域認定処分業者で廃棄をお願いします。

なお、廃棄処分が終了するまでは、当該不用実包等の所有権を私(廃棄依頼者)が保有するものとし、廃棄処分が終了した後については、廃棄処分過程で発生するリサイクル品、及び燃焼残渣の所有権を放棄します。

【廃棄する不用実包等】

種類	個	種類	個
散弾銃用実包		銃用雷管	
ライフル実包(センター・ファイア)		・救急救命索発射銃用空包 ・もやい銃用空包	
ライフル実包[22口径以下](リム・ファイア)		その他()	
建設用びょう打ち銃用空包		その他()	

- (注) 1. 日火連の認定業者が廃棄できる範囲は火取法第2条第1項第3号イ「銃用雷管」及び同号ロ「実包・空包」
2. 処分業者に搬送時は再度廃棄数量の確認をして下さい。誤った数量を認定処分業者に送致された場合は廃棄依頼書の再提出となりますのでご注意ください。

(日火連⇒廃棄依頼者)

令和 年 月 日

不用実包等廃棄依頼受託書

(廃棄依頼者)

殿

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 (印)

貴殿よりご依頼の、上記不用実包等認定処分業者()において廃棄処理することを受託しました。

なお、申請された不用実包等の搬送は規定の廃棄処理料金のご入金確認後、搬送日をご指示いたします。

(日火連⇒認定処分業者)

令和 年 月 日

不用実包等廃棄処理委託及び受託書

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 (印)

☎03(5549)9041 FAX03(5549)9042

上記不用実包等の廃棄処理を委託します。(認定処分業者)

殿

上記廃棄処理を委託された不用実包等の廃棄を受託します。

令和 年 月 日

(認定処分業者)

(印)

廃棄完了後は日火連に廃棄完了の報告(様式3)をすること。

別添 4

環自野発第 1911283 号
令和元年 12 月 6 日
(公 印 省 略)

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法に
ついての一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号。以下「第 9 次地方分権一括法」という。）第 11 条により、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の一部が改正され、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、従事者証の交付を受けた者）については、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）第 4 条に定める数量以下の実包等の譲受けの許可が不要となったところですが、第 9 次地方分権一括法の附帯決議において、「事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。」とされたところです。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）が改正されたところです。

つきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号環境省自然環境局長通知）について、別紙のとおり一部改正したので通知します。

環自野発第 1911283 号
令和元年 12 月 6 日

各地方環境事務所長 殿
各自然環境事務所長 殿

自然環境局長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法に
ついての一部改正について

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号。以下「第 9 次地方分権一括法」という。）第 11 条により、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）が改正され、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあっては、従事者証の交付を受けた者）については、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）第 4 条に定める数量以下の実包等の譲受けの許可が不要となったところだが、第 9 次地方分権一括法の附帯決議において、「事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。」とされたところである。

ついては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号自然環境局長通知）について、別紙のとおり一部改正したので通知する。

なお、別添とおり各都道府県知事あて通知しているので承知されたい。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について（平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号自然環境局長通知）

改正案	現 行
<p>I～II （略）</p> <p>III 基本指針等</p> <p>III-1～III-4 （略）</p> <p>III-5 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第 14 条の 2 関係） （略）</p> <p>1. ～ 2. （略）</p> <p>3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方 （1）～（2） （略） （3）従事者証の発行 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、法第 9 条第 1 項による鳥獣の捕獲等の都道府県知事の許可を受けた者とみなされる。そのため、事業を実施する都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に対し、法第 14 条の 2 第 9 項により読み替えて適用する法第 9 条第 8 項の従事者証（施行規則第 13 条の 9 第 3 項に規定する様式第 2 の 3）を交付し、携行させることで、従事者が適法な捕獲等に従事していることを証明させることとする。</u> <u>なお、捕獲業務が完了した場合、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者には施行規則第 13 条の 9 第 8 項に基づき、効力が失われた日から 30 日以内に従事者証を都道府県知事に返納させなくてはならない。また、契約書等に定める履行期限前に事業を中止し、又は契約を解除した場合にあっては、都道府県等は速やかに捕獲従事者に従事者証を返納させなければならない。</u></p> <p>（4）その他 ①猟銃用火薬類の取扱 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業を発注する都道府県又は国の機関は、委託を受けた</u></p>	<p>I～II （略）</p> <p>III 基本指針等</p> <p>III-1～III-4 （略）</p> <p>III-5 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第 14 条の 2 関係） （略）</p> <p>1. ～ 2. （略）</p> <p>3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方 （1）～（2） （略） （3）従事者証の発行 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業は法第 9 条第 1 項に基づく鳥獣の捕獲等の許可が不要になる。そのため、事業の実施主体である都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に対し、法第 14 条の 2 第 9 項により読み替えて適用する法第 9 条第 8 項の従事者証（施行規則第 13 条の 9 第 3 項に規定する様式第 2 の 3）を交付し、携行させることで、従事者が適法な捕獲等に従事していることを証明させることとする。</u></p> <p>（4）その他 ①猟銃用火薬類の取扱 <u>指定管理鳥獣捕獲等事業については、法第 8 条が適用されず、法第 9 条第</u></p>

者の実包管理の状況について捕獲等業務計画書及び業務報告書により把握・確認し、必要に応じ適切な実包の管理について指導するとともに、仕様書に次の内容を定めるものとする。

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、捕獲従事者への適切な実包管理（譲受数量、使用数量、残数量等）の指導を徹底し、捕獲従事者の実包の管理状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票に記載された実包の数量と実際に使用した実包の数量とを確認するなど、常に実包の使用状況を把握しておくとともに、捕獲等業務計画書において実包の購入・使用見込み（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別）について、また、業務報告書において実包の使用状況（譲受数量・使用数量・残数量（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別等）について記載し、発注者である都道府県又は国の機関に報告すること。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）に定める数量を超える実包等の譲受けが必要になる捕獲従事者がいる場合は、当該捕獲従事者に対し火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく許可を受けることを徹底させること。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、捕獲従事者に速やかに無許可譲受票を返納させる措置を講じること。

4. ～ 5. (略)

IV～VI (略)

Ⅶ 認定鳥獣捕獲等事業者制度

(略)

1. ～ 8. (略)

様式 2-1～2-5 (略)

様式 2-6

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

1 項に基づく捕獲等の許可を必要としないため、猟銃用火薬については、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に規定される「譲受」、「消費」、「製造」の許可を受けなければならない。これは、指定管理鳥獣捕獲等事業が、生息数が著しく増加し、生息域が拡大した鳥獣の捕獲を目的としており、相当数の実包等を消費することが考えられるとともに、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が狩猟や有害鳥獣駆除を行うものと同一者となり、1 人当たりの実包等の保有量が著しく増加することも想定されることから、許可を必要としている。事業の実施主体である都道府県等は、火薬類取締法の無許可譲受け等が適用されないことに留意し、必要に応じて、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に対し、火薬取締法の許可を受けることを徹底させるものとする。

4. ～ 5. (略)

IV～VI (略)

Ⅶ 認定鳥獣捕獲等事業者制度

(略)

1. ～ 8. (略)

様式 2-1～2-5 (略)

様式 2-6

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法

律施行規則

第 19 条の 8 第 3 号イから へ までに該当しない者である旨の誓約書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(記名押印又は署名)

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

律施行規則

第 19 条の 8 第 3 号イから ホ までに該当しない者である旨の誓約書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(記名押印又は署名)

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(追加)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者

様式 2 - 7 ~ 2 - 1 5 (略)

Ⅷ~ⅩⅢ (略)

様式 2 - 7 ~ 2 - 1 5 (略)

Ⅷ~ⅩⅢ (略)

Ⅲ 基本指針等

Ⅲ－5 指定管理鳥獣捕獲等事業（法第14条の2関係）

指定管理鳥獣捕獲等事業については、法、施行令、施行規則及び基本指針に加え、以下の事項に留意するものとする。

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

（3）従事者証の発行

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等については、法第9条第1項による鳥獣の捕獲等の都道府県知事の許可を受けた者とみなされる。そのため、事業を実施する都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者に対し、法第14条の2第9項により読み替えて適用する法第9条第8項の従事者証（施行規則第13条の9第3項に規定する様式第2の3）を交付し、携行させることで、従事者が適法な捕獲等に従事していることを証明させることとする。

なお、捕獲業務が完了した場合、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者には施行規則第13条の9第8項に基づき、効力が失われた日から30日以内に従事者証を都道府県知事に返納させなくてはならない。また、契約書等に定める履行期限前に事業を中止し、又は契約を解除した場合にあっては、都道府県等は速やかに捕獲従事者に従事者証を返納させなければならない。

（4）その他

① 猟銃用火薬類の取扱

指定管理鳥獣捕獲等事業を発注する都道府県又は国の機関は、委託を受けた者の実包管理の状況について捕獲等業務計画書及び業務報告書により把握・確認し、必要に応じ適切な実包の管理について指導するとともに、仕様書に次の内容を定めるものとする。

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、捕獲従事者への適切な実包管理（譲受数量、使用数量、残数量等）の指導を徹底し、捕獲従事者の実包の管理状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票に記載された実包の数量と実際に使用した実包の数量とを確認するなど、常に実包の使用状況を把握しておくとともに、捕獲等業務計画書において実包の購入・使用見込み（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別）について、また、業務報告書において実包の使用状況（譲受数量・使用数量・残数量（鉛製銃弾・非鉛製銃弾別等）について記載し、発注者である都道府県又は国の機関に報告すること。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）に定める数量を超える実包等の譲受けが必要になる捕獲従事者がいる場合は、当該捕獲従事者に対し火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく許可を受けることを徹底させること。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、捕獲従事者に速やかに無許可譲受票を返納させる措置を講じること。

VII 認定鳥獣捕獲等事業者制度

様式2-6

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(記名押印又は署名)

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別添 5

環自野発第 19112920 号
令和元年 12 月 6 日

各都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局野生生物課長
（ 公 印 省 略 ）

指定管理鳥獣捕獲等事業における猟銃用火薬類等の取扱について

今般、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の一部が改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定事業」という。）についても一定数量以下の実包等については、無許可譲受の対象とされたところです。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法についての一部改正に関する通知（令和元年 12 月 6 日付け環自野発第 1911283 号自然環境局長通知）が発出されたところですが、指定事業を発注する都道府県又は国の機関におかれては、委託を受けた者の実包管理の状況について、捕獲等業務計画書及び業務報告書により把握・確認し、必要に応じ、適切な実包管理について委託を受けた者に対して指導願います。

なお、無許可譲受票については、経済産業省及び警察庁と協議の結果、従前と同様に取り扱うこととしたものであり、経済産業省及び警察庁からも別添のとおり関係部局に対し通知されているので、承知願います。

環自野発第 19112920 号
令和元年 12 月 6 日

各地方環境事務所長 殿
各自然環境事務所長 殿

環境省自然環境局野生生物課長
(公 印 省 略)

指定管理鳥獣捕獲等事業における猟銃用火薬類等の取扱について

今般、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）の一部が改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定事業」という。）についても一定数量以下の実包等については、無許可譲受の対象とされたところです。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法についての一部改正に関する通知（令和元年 12 月 6 日付け環自野発第 1911283 号自然環境局長通知）が発出されたところですが、指定事業を発注する都道府県又は国の機関におかれては、委託を受けた者の実包管理の状況について、捕獲等業務計画書及び業務報告書により把握・確認し、必要に応じ、適切な実包管理について委託を受けた者に対して指導願います。

なお、無許可譲受票については、経済産業省及び警察庁と協議の結果、従前と同様に取り扱うこととしたものであり、経済産業省及び警察庁からも別添のとおり関係部局に対し通知されているので、承知願います。

別添 6

原議保存期間 1 年未満
(令和 2 年 12 月 31 日まで)

事 務 連 絡
令 和 元 年 1 2 月 6 日
警察庁生活安全局保安課理事官

各管区警察局長
警視庁生活安全部生活環境課長 殿
各道府県警察本部生活安全部長
(参考送付)
警察大学校生活安全教養部長

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについて
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）第11条の規定により、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の一部が改正され、火薬類の譲受けにおいて都道府県公安委員会の許可が不要となる場合として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第8項に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等であって装薬銃を使用するものが、鳥獣の捕獲をする目的で内閣府令で定める数量以下の火薬類を譲り受ける場合が追加されたところ、当該火薬類の譲受けに用いる猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについては、環境省、経済産業省及び当庁との協議により、従前のおりとする事としたので適切に対応されたい。

なお、猟銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについては、環境省自然環境局野生生物課長から各都道府県鳥獣行政担当部（局）長及び各地方環境事務所長宛て、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官から各都道府県知事宛てに、それぞれ別添のおり通知されているので参考とされたい。